

ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会
連合会公式
キャラクター
ユキマサくん



第6話

『筑西家の相続』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な事例や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※第1話～第5話は、茨城県行政書士会ホームページにて、「行政いばらき」バックナンバーでご覧いただけます。

「今年は結局、Go Toキャンペーンも、Go To Eatキャンペーンも利用しそびれたし、旅行にも行けなかったなあ・・・」と、事務所でくらし先生が熱いほうじ茶をすすりながら、ユキマサ君につぶやいていますと、女性の二人連れがくらし事務所に現れました・・・お客様です！

行

ご主人と、奥さんの子どもたちが養子縁組？

くらし行政書士が詳細を尋ねると、傍らにいた奥さんの母親が続きを説明してくれました。

相 = 相談者 **行** = 行政書士

相

父が亡くなりまして、父のものは全て母に（と、隣の女性を示して）相続させたいのですが・・・亡き父の土地が全部でどこにどのくらいあるかもちょっとわからないのですが・・・。

行

亡くなった方の不動産を確認するには、市役所で『名寄帳（なよせちょう）』を取得すれば、その市内の不動産については確認できますよ。

相

わかりました。名寄帳ですね、有難うございます。

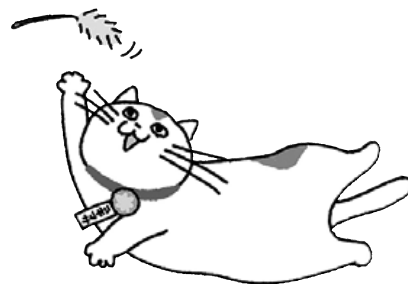
あの、私の亡夫の直樹が父と養子縁組していたのですが、父より先に他界して・・・直樹と私の子どもたちは養子縁組していますが、相続人になりますか？

相

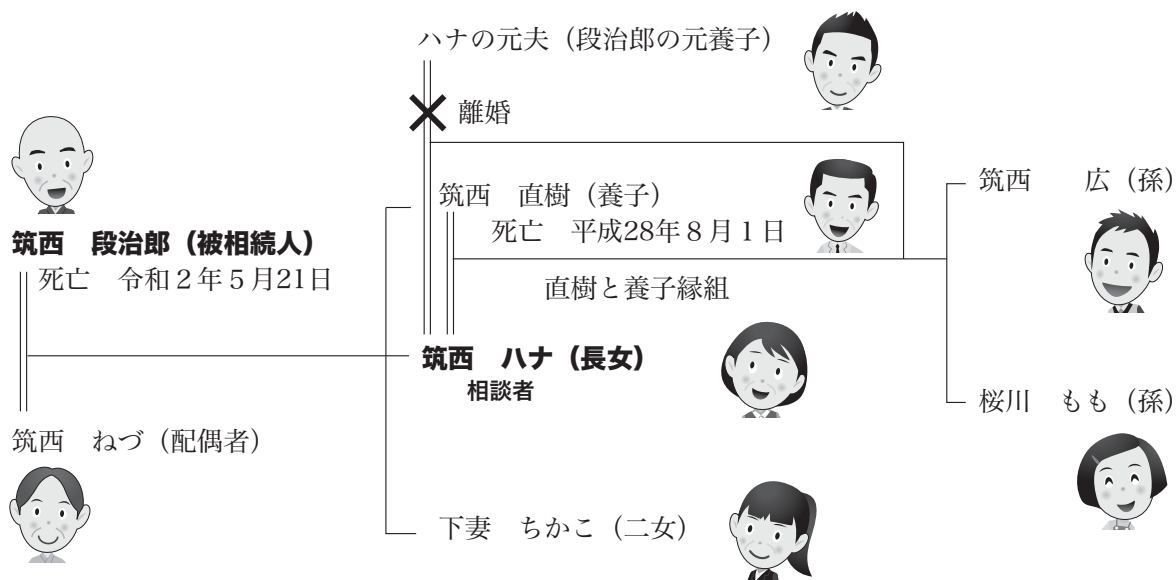
うちは江戸時代から続く染物屋なんです、子どもが女の子二人なので、長女のハナが婿養子を取り、孫たちを授かりました。ですが、婿とは色々あってハナは離婚し、婿と主人は離縁しました。

そのあと、ハナは直樹さんと再婚して、やはり婿養子になってもらって、直樹さんと孫たちも養子縁組したのですが、直樹さんは主人の段治郎より早く亡くなってしまいました。

孫たちはもう成人していますが、相続人になるのかしら？



被相続人 筑西 段治郎 相続関係説明図



〈参照条文〉

民法第727条

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じの親族関係を生ずる。

民法第887条第1項

被相続人の子は、相続人となる。

同第2項

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、(中略)その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

くらし先生は、筑西さん母子から説明を聞きながら、上のような図を作成し、にっこりして答えました。

行 直樹さんが段治郎さんより先に亡く
なってますので、直樹さんと養子縁組し
た広さん、ももさんは、代襲相続により相続人
になりますよ。相続手続のための遺産分割協議
書には、相続人全員、つまり、ねづさん、ハナ
さん、ちかこさん、広さん、ももさんの、ご署
名と実印押印、それと印鑑証明書が必要ですネ。

筑西家の相続手続が終わってしばらく経ったある暖かな午後、ハナさんが軽トラックに美味しそうな野菜を沢山積んで、くらし事務所を訪れました。ユキマサ君が見てみると、なんと、ハナさんの傍らには笑顔の素敵な男性がいて、二人で一緒に野菜をくらし事務所に運んでくれています。

「くらし先生、相続の際はお世話になりました。
お野菜は作ったものですがほんの気持ちです。
私、再々婚したんです。」

幸せそうなハナさんたち二人に、ユキマサ君は、「今度こそ、末永くお幸せにニヤ・・・」と願わずにはいませんでした。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。



行政書士
くらしまもる
（「くらし事務所」
で働く行政書士。
独身。）

(文：石神 敦子)